

## 創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギーの自給自足・地産地消による都市機能が構築された「創エネルギーのまち・いとしま」の実現を目指して、住宅用太陽光発電設備及び家庭用燃料電池設備（以下「設備」という。）の導入促進を図るため、設備を設置した市民に対し、市が予算の範囲内において創エネルギーのまち・いとしま推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、糸島市補助金等交付規則（平成22年1月1日規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助申請を行う設備を設置した住宅に居住し、当該居住地を住所と定め、本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 令和2年4月1日以降に既築住宅へ設備を設置した者
- (3) 設備の設置場所が申請者の所有物であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅用太陽光発電設備
  - ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値が2キロワット以上であり、かつ、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの出力の合計値が10キロワット未満であること。なお、置換や増設は対象外とする。
  - イ 設置前において使用に供されたものでないこと。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する家庭用燃料電池設備
  - ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した補助対象設備であること。
  - イ 設置前において使用に供されたものでないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、1基につき10万円とする。

2 補助金の交付は、第3条各号に掲げる対象設備ごとに、1住宅につき1回に限りとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備の設置費用の支払日から1年以内に、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設備設置に要した費用内訳が記載された契約書の写し

- (2) 設備設置に係る領収書の写し
  - (3) 設備の性能、規格等がわかる書類（メーカーカタログ等）
  - (4) 設備を設置した場所の工事着手前のカラー写真
  - (5) 設備の設置状況を確認できるカラー写真（太陽光発電設備の場合、パネル枚数が確認できる写真が撮影できないときは設備配置図を添付）
  - (6) 市税に滞納がないことの証明書（発行から3月以内のもの）
  - (7) 住民票の写し（発行から3月以内のもの）
  - (8) 設置場所に係る登記事項証明書（発行から3月以内のもの）
  - (9) 設置場所の所有が共有であるときには、すべての共有者の設備設置承諾書（様式第2号）
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付申請の受付は当該会計年度の予算の範囲内において先着順に行うものとする。
- 3 申請者は、補助金交付の申請等の手続きについて、代行者を選任し、委任することができる。この場合には、申請者は、補助金交付申請等手続代行者選任届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請等があったときは、その内容を審査の上、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第5号）により請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金の支払いを行う。

（現地調査等）

第8条 市長は補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者に対し報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。